新

旧

(第1条関係)

附則

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の<u>延長等</u>の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法<u>附則第44条の2第4項及び第5項</u>の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「<u>第35条第1項</u>」とあるのは「<u>第35条第1項</u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」とする。

附則

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の<u>延長</u>の 特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法<u>附則第44条の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「<u>第36条</u>」とあるのは「<u>第36条</u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」とする。

附則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法<u>附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法<u>附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法<u>附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法<u>附則第35条の2第6項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式 等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第22条の規定 の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する 上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」 とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と する。
- (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国 民健康保険税の課税の特例)
- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける 場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲 渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附 則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の 金額)」とする。

- (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康 保険税の課税の特例)
- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規 定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、 同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等 に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。
- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受 ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式 等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の 金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、

9 • 1 0 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及

その適用後の金額)」とする。

10 略

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

12・13 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び

び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額」とする。

12 略

に租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用 配当等の額」とする。

15 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」とする。